



# 景観まちづくりとは





# 第1章 景観まちづくりへ

## 1-1 景観まちづくり計画策定の背景

### ●変容しつつある景観

交野の景観は、生駒山系の山稜と裾野に広がる田園景観や住宅等の市街地景観がほどよく共存する自然の豊かさが特徴となっています。

第二京阪道路の整備後、沿道の市街地には新たな建物等の立地が進行するなど、まちの姿が変容しつつあります。また、沿道のまとまった農地については、道路整備の効果を活かした住宅地への転換を展望した計画的なまちづくりの検討が進められている地域もあり、これらの地域では将来的には景観が大きく変わることになります。

一方、幹線道路沿道の農地等の空間や駅前などでは、周辺の地域景観にそぐわない屋外広告物等による景観への悪影響も見られます。

さらに、今後は昭和40年代頃に開発された戸建て住宅地などで、空き家や空き地の増加などによる環境の悪化に伴う景観の変化が生じることも懸念されます。

### ●景観まちづくりに関するこれまでの取組

交野市では都市化の進展にともなう住宅地開発などにより、自然環境の喪失や市街地内における景観の混乱などの問題への懸念が高まったことから、平成11年に「交野市景観まちづくり条例<sup>1)</sup>」(以下「条例」)を制定、翌年には「交野市景観まちづくり基本計画」(以下「基本計画」)を策定し、景観まちづくりの取組の枠組みを規定しました。その後、条例に基づき大規模建築物等の建築の際、届け出により景観まちづくりの誘導を進め、一定の成果を上げてきました。

一方、市民による主体的な活動については、条例に基づく景観まちづくり協定の認定が2地区にとどまるなど、機運の盛り上がりは十分とはいえない状況です。

### ●交野の景観まちづくり施策をとりまく状況

平成16年に景観法が制定され、これまで自主条例を根拠としていた景観まちづくり施策を法的なものとして位置づけることで強力的に推進していくことが可能となったことから、交野市は平成23年に景観行政団体<sup>2)</sup>になりました。平成23年に第四次交野市総合計画基本構想「みんなの“かたの”基本構想」を策定し、また同年には交野市都市計画マスタープランの改訂を行いました。

基本計画の策定から12年が経過し、近年の変容する景観や今後の新たな課題にも対応していくとともに、景観法を活用した効果的な景観施策の推進が求められます。このため、基本計画の内容を見直すとともに、景観法に基づく法定事項を含む新たな「交野市景観まちづくり計画」を策定することとしました。

<sup>1)</sup> 良好な都市景観を創出するとともに、市民との協働により景観まちづくりを進めていくこと目的として定めた条例。平成12年4月施行

<sup>2)</sup> 景観法に基づき景観行政事務を行い、良好な景観の形成のための施策を推進する地方公共団体

## 1-2 景観まちづくりとは

### (1) 私たちの暮らしと景観

自然を敬い、身の丈にあった暮らし方をしていたかつての暮らしの中では、特別に景観のことを意識しなくても、普通に生活している中から地域の風土にかなった景観が生み出されていました。しかし、現代は暮らしの中での自然やまちとの関わり方の形がかわり、普通に生活しているだけで地域らしい景観の阻害につながることも増えてきました。このため、景観を守り、よくしていくためには意識して景観形成に取り組んでいくことが必要になりました。

私たちの暮らし方がまちのあり方に影響し、逆に私たちの暮らし方はまちのあり方にも左右されます。まちのあり方がまちの空間を生み出し、それが目に見える形となって現れたものが景観です。まちとの関わりを意識しながら暮らしていくこと、そして景観をよくするために身近にできることから始め、取組を広げていくことが景観まちづくりです。私たちが暮らしとまち、あるいは暮らしと景観との関係に目を向けることが景観まちづくりの第一歩となります。

### (2) 景観まちづくりの主体

景観はまちの中で活動するさまざまな人びとの営みによって生み出されるものであるため、まちに関わる一人ひとりが景観まちづくりの主体となります。景観まちづくりの主体を大きく分けると、生活者である市民、市内で事業を営んだり建築や開発などの事業を行う事業者、そして行政を担う市、府、国です。

交野らしい景観まちづくりの基本理念を共有した上で、立場の異なるそれぞれの主体が、それぞれの立場から景観形成に取り組んでいくことが求められます。

### (3) 景観まちづくりの対象範囲

個人や企業などが所有する私的な空間のうち、道路や公園、河川などの公共的な空間に接する部分は多くの人の目に触れる部分であり、景観を構成する要素になっています。

このため、景観まちづくりでは公共的な空間とともに、これらに接する私的な空間をも対象とすることが必要になります。公共的な空間だけでなく、私的な空間であってもまちとの関わりを意識しながら、美しくしていく取組が景観まちづくりであるともいえます。



## 1-3 景観まちづくり計画の位置づけ

### (1) 計画の位置づけ

景観まちづくり計画は、交野市景観まちづくり条例に基づき景観まちづくりの基本的な目標及びその実現を図るための指針を示す計画として定めます。

また、景観法に基づく景観計画として、法定事項を規定しています。

### (2) 計画の構成

景観まちづくり計画は以下の構成とします。

<b>第1章 景観まちづくりへ</b>	
1-1	景観まちづくり計画策定の背景
1-2	景観まちづくりとは
1-3	景観まちづくり計画の位置づけ

  

<b>第2章 交野の景観の特徴と景観まちづくりの課題</b>	
2-1	景観のなりたちと特徴
2-2	景観の種類
2-3	景観まちづくりの課題

  

<b>第3章 景観まちづくりの基本理念と基本方針</b>	
3-1	景観まちづくりの基本理念
3-2	景観まちづくりの基本方針

  

<b>第4章 類型別の景観まちづくりの方針</b>			
4-1	山地・河川	4-5	計画的住宅地
4-2	田園・里山	4-6	一般市街地
4-3	集落地	4-7	工業地
4-4	拠点市街地（各駅周辺）	4-8	幹線道路沿道

  

<b>第5章 景観まちづくりの推進</b>	
5-1	景観まちづくり推進の基本的な考え方
5-2	市民、事業者による景観まちづくりのすすめ
5-3	行政が進める景観まちづくり施策の枠組み
5-4	景観計画の区域
5-5	大規模建築物等の景観誘導
5-6	景観等形成重点地区の指定の方針
5-7	景観資源の保全と活用の方針
5-8	屋外広告物の表示および屋外広告物を掲出する物件の設置に関する方針
5-9	公共施設による景観形成

} 景観法  
} 法定事項